

- 天候や生育に応じたきめ細かな水管理で茎数確保に努めよう！
- 有効茎数を確保したほ場では中干しを実施しよう！
- カメムシ被害を防ぐため、地域ぐるみの草刈りをしっかり行おう！

1 県生育観測ほの生育状況

6月20日現在の生育は、草丈は平年よりかなり短く、 m^2 当たり茎数はかなり少なく葉数は平年並みである。

表 6月20日現在の生育状況

品種名	地域 (地点数)	草丈(cm)			株当たり茎数 (本/株)			m^2 当たり茎数 (本/ m^2)			葉数 (枚)		
		本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年差
まっしぐら	津軽 (8)	38.2	42.0	91	13.2	12.7	104	252	256	98	7.6	7.6	0.0
	県南 (6)	39.5	43.8	90	11.0	12.5	88	226	261	87	7.4	7.5	-0.1
	全県 (14)	38.8	42.8	91	12.2	12.6	97	241	258	93	7.5	7.5	0.0

注 平年値は調査地点により異なり過去3～21か年の平均値

これからの農作業と管理

2 水管理

- (1) 温暖な日は3cm程度の浅水にして水温と地温の上昇を図り、気温の低い日は5～6cmのやや深水で保温し、茎数の早期確保に努める。
- (2) 「日中止水、夜間かんがい（夕方又は早朝に入水）」の基本を守り、できるだけ水温の上昇を図る。
- (3) 水田の土壌還元による「わき（ガス）」が発生し、生育不良となっている場合は、3～5日程度の落水管理を行う。落水管理は高温が続く時に行い、田面に小さなヒビが入る程度を目安に終了する。
- (4) 中干しは、1株当たり20本程度の茎数を確保した水田では、天候の良い日を選んで行い、生育遅れの水田や低温が続く場合には行わない。
- (5) 中干しを行う場合は、田面に軽くひび割れが入る程度とし、低温に弱くなる幼穂形成期前には必ず終了する。なお、中干し中に低温が続くことが予想される場合は、直ちに中止して入水する。
- (6) 水はけの悪い水田で中干しを行う場合は、効果を高めるため、5m程度の間隔で溝切りを行う。

3 病虫害防除

(1) 斑点米カメムシ類

斑点米カメムシ類（アカヒゲホソミドリカスミカメなど）の生息密度を低下させるため、7月中旬までに水田周辺の雑草地などの草刈りを地域ぐるみでしっかり行う。
また、畦畔の草刈りについては、水稻の出穂7日前までに終える。

(2) いもち病

- ア 補植用の苗を畦畔や水田内に放置していると葉いもちの発生源となるので、速やかに処分する。
- イ 葉いもちの初発生は、例年7月上旬頃から見られることが多いので、発生状況に十分注意し、病斑が見つかり次第、防除を徹底する。
- ウ 葉いもちが例年発生する水田や抵抗性の弱い品種では、予防剤による防除を基本とする。
- エ 予防剤による防除を行ったにもかかわらず、葉いもちの発生がみられた場合は、4～5日ごとに成分の異なる茎葉散布剤による追加防除を行い、穂いもちの伝染源となる上位葉での発病を抑えるよう努める。

(3) イネドロオイムシ

食害が多くなると稲の生育が遅れるので、発生が多い水田では、茎葉散布剤や水面施用剤で早めに防除する。

4 雑草防除

ほ場に発生している草種に効果のある除草剤を選定する。また、雑草の生育段階（葉数）で除草効果は大きく異なるので、雑草の生育を確認して適期散布を行う。

5 復元田の管理

ブロックローテーションなどで水稻栽培に復元した水田では、土壌窒素の発現量が多くなるため、過繁茂による倒伏や病害の発生のほか、未熟な有機物が多い場合は根腐れを起こすことがあるので、1株当たり20本程度の茎数を確保したら、積極的に中干しを行う。

~~~~令和8年度青森県農薬危害防止運動展開中！（6月1日～8月31日）~~~~

- 農薬を使用する前には必ずラベルを確認し、使用基準を守って使用しましょう。
- 水田で使用した農薬が河川に流出しないよう、農薬使用后7日間は止め水し、落水やかけ流しはやめましょう。
- 農薬の散布は風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気をつけるなど、周辺の農作物、学校、畜舎、ミツバチなどに飛散しないようにしましょう。
- 養蜂が行われている地域では、農薬の使用時期や巣箱の位置などについて養蜂家と密に情報交換し、ミツバチの活動が盛んな時間帯（午前8～12時）を避けて散布しましょう。

~~~~環境にやさしい農業に取り組んで、みどり認定を受けましょう~~~~

- みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度【みどり認定】が始まっています。
認定を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の優先採択などのメリットがあります。
- 申請・お問合せは、最寄りの農林水産事務所にご相談ください。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori_kihontekinakeikaku.html)

~~~~~熱中症予防運動展開中！（6月1日～8月31日）~~~~~

- 農林水産業分野での熱中症による救急搬送された方は近年増加傾向にあります。
これからの暑い季節は、農作業中に熱中症になるリスクが大きくなりますので、安全な農作業に努めるとともに、体調に気を付けましょう。

~~~~~労働者への熱中症対策が義務化（罰則あり）されました~~~~~

- 昨年6月に労働安全衛生規則が改正され、労働者を雇用する全ての事業者に対して、熱中症対策が義務付けられました。
- 熱中症対応フローなど必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示しましょう。  
「張り紙」のひな型については、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」に掲載しています。

~~~~~ツキノワグマ出没警報発令中！！（4月20日～11月30日）~~~~~

- 1人での作業できるだけ避け、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めましょう。詳細は県ホームページをご確認ください。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma_cyuui.html)

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。  
育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。  
他県で開発された品種は、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<https://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

~~~~~収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入しましょう~~~~~

- ナラシ対策は、認定農業者等を対象に米（主食用米、備蓄米）、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が、過去の平均収入を下回った場合に、差額の9割が補てんされる制度です。
 - 加入には、面積に応じた積立金が必要ですが、補てんが行われない場合の積立金は翌年に繰り越されるので、掛け捨てにはなりません。
 - 補てん金は、自然災害による減収分については農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、農業共済とのセット加入がお勧めです。
 - 収入保険に加入が難しい方は、ナラシ対策への加入を御検討ください。
（令和8年産の申込期限は令和8年6月30日です。）
- ※ 詳しくは、農産園芸課、東北農政局青森県拠点、市町村または農業協同組合へお問合せください。

~~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！~~~~~

- 農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。
  - 「農作物共済」は水稻・麦を対象として、「畑作物共済」は大豆・ホップを対象として、自然災害等による収穫量の減少に対する損害を補償します。
  - 「農業経営収入保険」は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補填の対象となる総合的なセーフティネットです。  
（青色申告の実施が要件。1年分の実績があれば加入できます。）
- ※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問合せください。



|      |                  |
|------|------------------|
| 連絡先  | 農産園芸課稲作・畑作振興グループ |
| 県庁内線 | 5073             |
| 直通   | 017-734-9480     |

◎次回の稲作生産情報の発行予定は7月6日（月）です。